令和８年度　地域除排雪活動支援事業支給対象経費一覧表

区　分	対象機械・設備	対象経費	支給金額
除排雪活動	小型除雪機	ガソリン使用料	１ｋｍ当り 4,680 円
	大型除雪機	軽油使用料	１ｋｍ当り 8,070 円
	タイヤショベル	軽油使用料	１ｋｍ当り 8,070 円
	トラクター	軽油使用料	１ｋｍ当り 2,160 円
	中型ダンプ	軽油使用料	1 日当り 4,000 円/台※
	軽トラック	ガソリン使用料	1 日当り 2,400 円/台※
	自動車保険料		実費支給とするが、支給上限は以下のとおりとする。 タイヤショベル （上限 33,660 円／台） トラクター （上限 17,440 円／台）
融雪活動	散水消雪施設に係る井戸の揚水機	電気使用料 （期間 12 月 1 日～翌年 3 月 31 日）	1 kwh 当り　　20 円 （限度額 50,000 円）
間口等融雪活動	個人所有の井戸の揚水機	電気使用料 （期間 12 月 1 日～翌年 3 月 31 日）	1 kwh 当り　　50 円 （限度額 50,000 円）
	個人所有の融雪ホース	融雪ホースの延長に要する経費	実費又は 1ｍ当り 2,000 円を乗じて得た額のいずれか低い方の額（限度額 20,000 円）
	個人所有の融雪槽、融雪機	灯油使用料 （期間 12 月 1 日～翌年 3 月 31 日）	１ℓ当りとし、その金額は別に定める （限度額 100,000 円）
その他	実証活動など、上記区分に該当しないものについては、相互協議により定める。		

※中型ダンプと軽トラックは半日単位で支給することとする。